選挙だより

発行人
栃尾市選挙
管理委員会
栃尾市公明
選挙推進協議会

◎市議会議員一名の補欠選挙が同時に行なわれます

市制施行2回目　市長選挙　投票日　5月13日

情実や縁故にとらわれず　市政を託して悔いない人を

市制施行後二回目の市長選挙がきたる五月十三日に行われます。

数多い選挙の中でも市長選挙は一番市民の皆さんと関係の深い選挙であり、したがつてこの選挙の結果は、すぐ明日から市政の面に表れるわけであります。

地方自治体（市）の運営は主として皆さんが選んだ市長と市会議員によつて行われます。ですからこの選挙が公明に行われるか、不公明で終るかは、すなわち市政が良く行くか、悪くなるのか重要な別れ道だといえましょう。

今後四年間、栃尾市政を託して悔いのない人を最も公明な方法で選び出しましょう。

補充名簿の登録申請は

―五月二日から六日まで―

名簿にのらなければ投票できません

このたびの市長選挙のため補充選挙人名簿を次により調製いたします。

一　調製の期日　期間等

㈠　調製現在期日　五月一日

㈡　登録申請期間　五月二日（火曜）から同月六日（土曜）までの五日間

㈢　名簿縦覧期間　五月八日及び九日の二日間

㈣　名簿確定期日　五月十一日

二　補充名簿に登録される人（申請書の提出を要する人）

㈠　昭和十五年十二月二十二日から昭和十六年五月二日までに生れた人

㈡　本年二月二日以前から引続いて栃尾市内に住所のある人

㈢　基本選挙人名簿（昨年九月十五日現在調製の名簿）に登録もれとなつた人

㈣　昨年九月十五日以降選挙権停止を解かれた人

三　申請の方法

㈠　登録申請の期間、五月二日から六日まで毎日午前八時半から午後五時まで

㈡　申請先　選挙管理委員会（市役所選挙事務室）

㈢　申請書　選挙事務室又は区長さんのところへ備いてありますので記入押印のうえ、提出してください。

なお、基本選挙人名簿に登録されている人の入場券は申請期間に間に合うよう、区長さんを通じてお届けする予定でありますから、入場券の届かないかたは、一応申請該当者とお考えください。

◎標語

良い人を選んで築く
住みよい栃尾

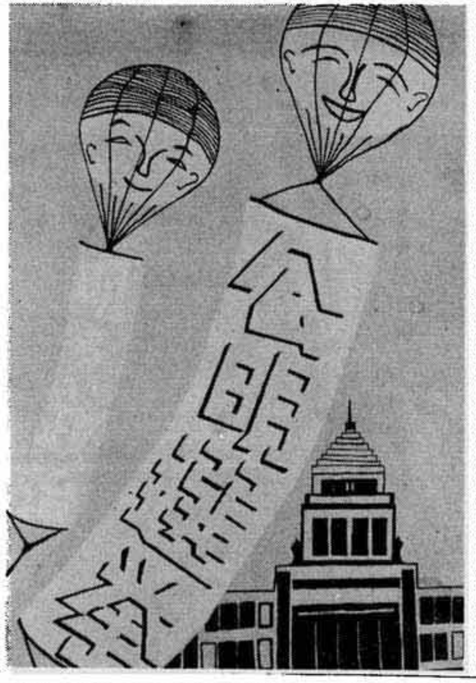

（昭和三十五年度公明選挙ポスターコンクール応募作品から）

西片委員長

公正明朗な選挙を望む

栃尾市選挙管理委員会
委員長　西片精一

私たちは生活が明るく、健康で、より豊かになることを願つています。

このようなみんなの願いを生かし、みんなの理想を実現するのが政治です。

政治は国民のものであり国民自らが行うものであるというのが、民主主義の本質でありますが、選挙はその政治を行う代表者を選ぶ最も民主的方法であります。

政治が生活と直接結びついているということは、今更私が申すまでもありませんが、その政治を行う人を選ぶ選挙が情実や義理によつて選ばれたり、買収などという形で行われたりしたら、いつたい政治はどうなるでしょう。

公正に行われるべきはずの選挙に買収というようなみにくい行為があつたとしたら、私たちにかわつて代表して政治を行う人に多額のお金を使わせることになります。

選挙の際に多額のお金を使つて当選すれば、なんらかの形でその使つたお金を取り返そうとするかもしれません。そうなれば正しくあらねばならない政治にもいろいろな不法行為が行われるということにもなります。このことは、候補者、運動員、選挙人すべての者が充分心すべき問題であります。

過去幾度かの選挙において、本市が残した選挙の実態は必ずしも公明であつたとはいいきれません。

きたる五月十三日には市民と一番密接な関係にある市長選挙が行われます。

「今度の選挙こそ公明に」とは過去幾たびか言われたことばでありますが、今度こそ二万二千有余の有権者が一体となつて、明るい市政発展のために真に公正明朗な選挙で、りつぱな代表者を選び出していただきたいと念願する次第であります。

選挙事務室開設

選挙管理委員会では、市長選挙に備えて、四月十七日から選挙事務室を市役所二階会議室に設けましたので、選挙に関する照会は、電話昼間、二二五一番（内線五番）夜間二二五七番（直通）にしてください。

開票は即日

市役所議場で

四月十五日選挙管理委員会を開き、五月十三日執行の市長選挙の開票は即日に行うことに決定いたしました。

午後九時から市役所議場で行いますが、開票の参観は会場がせまい関係から多勢の参観者がある場合は一定人員に制限いたします。

選挙運動

一般的な禁止事項

公職選挙法では選挙運動についていろいろのことを禁止しています。みんなで注意して栃尾市から一人の選挙違反者も出さないようにしましょう。次のようなことは特にみなさんに知つておいていただきたい禁止事項です。

◇お金や品物をもらつたり、またもてなしを受けたり、また利益を受ける約束で投票してはいけません。

◇だれでも選挙運動のため戸別訪問をすることはできません。

◇選挙運動のため特別に認められているもの以外の葉書、手紙、ビラ、ポスター、その他の文書、図画の類を掲示したり配つたりしてはいけません。

◇未成年者や、特定の公務員また選挙権を停止されている者などは選挙運動をすることができません。

◇選挙運動のために署名運動などをしてはいけません。

◇特別に許されている以外の飲食物を選挙運動に関して提供してはいけません。

◇候補者の氏名、政党の名称または演説会、街頭演説の告知などを連呼することは演説会の会場または街頭演説の場所で、その開催中に限りできるほか、いつさい禁止されています。車を走らせながら連呼することなども、もちろん禁止され、車に乗る人も街頭演説従事者も一定の腕章をつけた人のほかはできません。

◇選挙運動のため、自動車をつらねまたは隊伍を組んで往来したりするなど気勢を張る行為をしてはいけません

◇候補者や運動員や、選挙事務関係者に対し暴行や威力を加えたり演説を妨害したりするほか、投票所、開票所、演説会場をさわがしたりしてはいけません。

◇適法に掲示されている選挙運動用のポスターをやぶつたり、はがしたりしてはいけません。

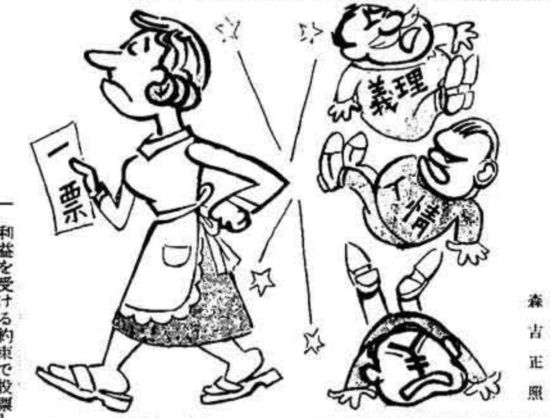

義理や人情にとらわれず、お金や物の誘惑にまどわされないで、自分の自由な意志で選びましょう。

森吉正照

公明選挙と話しあい

▼政治は、私達の生活の中にあります。毎日汗水流して作つたお米の価格が決められたり、道路を良くしたり、水道や学校を作つたりすることなど、すべて政治に左右されるということができましょう。このように私達の生活が私達の選んだ代表者によつて決められるということを考えると、一票の持つ重大さと、選挙というものにもつと強い関心を常日頃からもたなければならないと感じます。

▼家族と一緒にあるいは青年団や、婦人会や、グループ又は部落の人達などでお互いに話しあいをいたしましょう。

▼「三人寄れば文殊の智恵」といわれるようにひとりよりも三人、三人よりも五人と、みんながいつも考えていることをお互に出しあつて共通のなやみや、望みをそして考え方をしげきしあい、判断力をみがき、社会生活の向上につとめましょう。

▼政治に対しても話しあいを続けることによつて正しい知識を養つておけば公明選挙も自然に達成され、したがつて正しい政治が行なわれることになりましょう。

選挙豆知識

▼選挙に使用する名簿は、毎年九月十五日現在で調製する基本選挙人名簿と選挙のつど調製する補充選挙人名簿です。

▼投票時間は、例外を除いて午前七時から午後六時までです。

▼投票用紙は、書きあやまつたりよごしたりした場合には交換してもらいます。

▼選挙人は、投票した候補者の氏名を誰にも言う義務はありません。

▼選挙運動は、立候補の届出後でなければすることができません。

▼第三者の選挙違反によつて当選人が失格することがありますが、これを連座規定といいます。

投票についての方法と注意

○投票できる人

昨年九月十五日現在で調製した基本選挙人名簿と今回登録申請によつて作る補充選挙人名簿にのつている人です。

ただし、名簿に登録されていて入場券が配布されたとしても選挙の当日栃尾市外に住所を移した人は投票することができません。

○投票所の場所と時間

入場券に記載されてある場所です。昨年基本名簿登録（九月十五日）以後市内で住所を移転されても、こんどの選挙の投票所を変更できませんので注意ください。

投票できる時間は五月十三日（土曜）の午前七時から午後六時までですから時間におくれて選挙権をムダにしないようにしてください。

○入場券

あらかじめ配付されているので忘れずにもつて行くこと

入場券は投票をするうえの絶対要件ではありませんのでたとい入場券をなくしても投票所に申し出て投票することができます。

○投票の方法

受付で入場券を示し、選挙人名簿と照合のうえ、投票用紙を渡しますから投票用紙に候補者の氏名を一人だけハッキリ書いて投票箱に入れてください。

なお、候補者の氏名は投票所内に掲示されています。

○こんな投票は無効

候補者でない者の氏名を書いたり、候補者の氏名のほか記号や符号など余分なことを書くとせつかくの投票が無効になります。また、二人以上の候補者の名前を書いたり、投票所で係員から渡される投票用紙以外の用紙を用いたりしたものは、すべて無効になりますから、よく注意してください。

○字の書けないとき

投票は自分で書くのが原則ですが、字を知らなかつたり身体の故障で字の書けない場合は、投票所で係員に申し出れば係員の一人がかわつて書いてくれ他の係員一人がそれに立合つてくれます。この場合の秘密はかたく守られます。

不在者投票は

五月二日から十二日まで

選挙の当日（五月十三日）次のような理由で投票所に行くことができない人のために不在者投票の制度があります

1　投票日に栃尾市外で職務に従事中の人（鉄道員など）

2　やむをえない用務または事故のため栃尾市外に旅行中または滞在中の人（親族の婚姻、葬式や病気看護など）

3　病気、負傷など身体の故障で歩くことが困難である人また、当日出産予定の人とか産褥にある予定の人

4　交通が非常に困難な島、その他の地域に滞在中またはその地域で仕事をしている人

右の事由に該当する人は選挙の期日の公示の日から選挙の前日（五月二日から十二日まで）までの間に不在者投票を行うことができます。

この不在者投票は選挙の「当日投票所で」という選挙の原則に対する例外の規定でありますから、少しの手続きを必要としますが、せつかくの投票の機会を充分利用してください。

手つづきは次のようにしてください。

一　入院中の人は病院で

県の選挙管理委員会が指定した病院（市内では栃尾郷病院）に入院中の人はその病院で投票することができます。

二　一般の人は証明書と認印を

前記の各項に該当する人で公務旅行や営業上の用務で旅行される人は所属長や営業主の用務の証明書、病気妊娠中などの人は医師、助産婦の証明書が入要ですが証明書を求めることができないときは、その疎明書が必要ですので、印かんといつしよに持参してください。

三　不在者投票の場所は

選挙管理委員会の指定した場所（市役所選挙事務室）に本人がおい出でになつてください。

民主政治と選挙

「政治力」とか「政治的」とかいうことがよくいわれます。国や地方公共団体についてはもちろん、その他あらゆる面で政治ということばが使われています。

かつて国の活動、すなわち国の政治は住民の自由な活動や言論を制約するものであり、国の活動が最少限度の特権階級により支配された時代がありました。

しかし、その結果は自らを破滅に導く結果になり、敗戦という形で現れたことは、みなさんがよくご存じのとおりです。それは政治が国民のものでなく、一部の者によつて行われ、個人の自由な活動や言論が極度に制限されたためだつたといえましょう。

◇◇◇

戦後民主主義のもとに自由ということばがはんらんし、あやまつた解釈のもとにいろいろな社会問題を生み、社会構造が複雑化するにつれて収拾できない状態まで進みました。そこで社会全体の立場からこれらの問題を解決し良い意味で個人の活動を調整することによつて、始めて真の個人の自由と幸福が保障されるのだということが認識され国の活動、いい変えれば国の政治が果す役割が高く評価されるようになりました。

つまり「政治」という骨組がしつかりしてこそ、その中で自由な日常生活を送ることができるというわけであります。こうして政治は私達の日常生活のほとんどあらゆる部分に及んでいます。

私達の日常生活でなにかといえば、すぐ政治の責任が問われるように私達の生活をより楽しいものにし、明るく住みよい社会を作るためにはどうしても政治が正しく行われることが必要なのです。

◇◇◇

個人の活動を調整するということをのべましたが、それが端的に表れたのが「間接的民主主義」といわれ、私達が自ら私達の代表を選んでこれに政治を行う権利を委託することとし、「その代表を選ぶ方法」それが選挙です。ですから選挙こそ政治のよしあしを決める根本といえましょう。

しかし、ひるがえつて選挙の現実を見ると、悪質な事前運動、買収はあとをたたず、選挙法規は充分に守られず、違法行為がまかりとおつているような現状を呈しています。

このような選挙の腐敗は、ひいては為政者に対する一般の不信を生み、選挙を通じて民主的な住みよい社会を実現するという民主主義の目的をふみにじつてしまうことになります。

◇◇◇

なにをおいても住みよい社会を実現するためには、まず、正しく明るい選挙を実現することこそ現在一番重要な課題といえましょう

基本選挙人名簿確定登録数

	投票区	有権者数
1	栃尾　市役所	3.795
2	〃　小学校	3.883
3	小貫　公民館	319
4	栃小土ヶ谷分校	152
5	樫出　小学校	1.151
6	熊袋　〃	501
7	人面　〃	592
8	川谷　〃	472
9	梅野俣	314
10	上塩　小学校	1.125
11	塩川　〃	635
12	栃堀　〃	1.161
13	東谷　〃	1.252
14	天下島	857
15	荷頃　小学校	949
16	一之貝　〃	638
17	軽井沢　分校	234
18	比礼　小学校	262
19	本津川倶楽部	110
20	入東谷公民館	648
21	吹谷　小学校	308
22	栗山沢小学校	282
23	西谷　公民館	362
24	田之口公会堂	185
25	森上　小学校	197
26	中野俣　〃	577
27	新山　公民館	287
28	繁窪　夜学校	239
29	半蔵金中学校	594
30	田代分校	108
	計	22.189

公明選挙推進協議会

強力な運動を展開

公明選挙推進協議会（会長市長）では、四月二十六日市役所議場で総会を開催し、昭和三十六年度事業計画等について審議しました。

とくに五月十三日市長選挙が執行されるにあたり、市民の関心が最も深い選挙だけに前回の地方選挙におけるような違反がないように公明化について強力な運動を展開することになりました。

その運動の大要としては、

1　随時選挙期間中宣伝カーにより公明選挙及び棄権防止を呼びかける

2　栃尾市運転車協会の協力を得て、市内自動車に公明選挙の小旗を掲げ啓発する

3　「選挙だより」を発行し投票方法、補充選挙人名簿の登録申請など選挙全般について一般に正しい知識を周知する

などでありますが、有権者一人一人が主権者としての自覚をもち、選挙を通じて市政をより良くし、民主的な住みよい社会が一日も早く実現できるように、公明選挙推進協議会では、今後も常時公明選挙運動を推進することに決定いたしました。

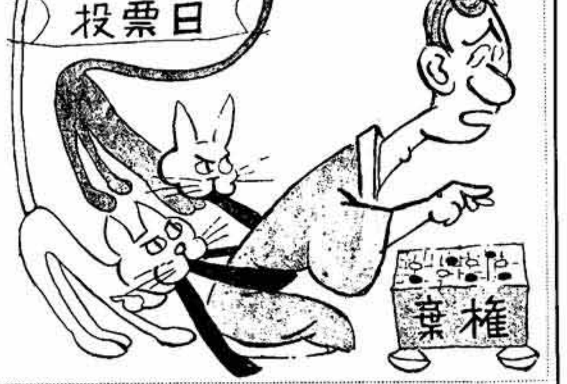

棄権は絶対にやめましょう。政治は国民全部のものですから、選挙権のある人は、かならず投票しましょう。

森吉正照

選挙とイソップ物語

―オノと木―

一人の男が森の中にきて木にむかい『オノのエにするのだから枝を一本くれないか』といいますので、森の木はお安いご用だと思い一番かたくて丈夫そうな枝を一本わけてやりました。するとその男はその枝を、オノのエにつけると間もなく、森の中の木を片つぱしから切りはじめましたので木たちは驚いて『あゝ情けない、なんというオレたちはバカだろう』といつて嘆いたがあとの祭でした。

なんでもないと思つて、義理や人情で一票を投ずると、まだ芽を出したばかりの民主政治の若木を無残に自分の手で切るばかりでなく、国民生活の大木まで倒されます。

―ねこと小鳥―

一匹の猫が近くの鳥カゴの小鳥が病気だということを聞き、すぐお医者さんのふうをして鳥カゴにちかづき『小鳥さん、お病気だそうですね、お見舞にきました、いいお薬をさしあげますからこゝをあけて下さい』と猫なで声を出してよびかけました。

ところが小鳥は猫のピンと張つたヒゲとするどい目をみて『ええ、ありがとうございます。しかし、わたくしは達者ですからご安心下さい。戸をあけると、かえつて病気になるくらいです』と戸をあけませんでした。

供応や、見舞や、葬祭にかこつけて事前運動などに訪問する人びとがいます。うつかり義理や人情にほだされてその人に投票するととんでもないことになります。

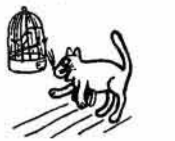

誠実で正しい人なら、そのような、ルールを守らぬ方法で票を得ようとは思つていないはずです。